

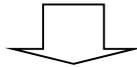
神奈川県男女共同参画推進条例の概要

男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として、平成14年4月に施行。

1. 神奈川県男女共同参画推進条例のしくみ

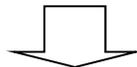
目 的 (第 1 条)

- ① 男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、
- ② 男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会形成の促進に寄与することを目的とする。



男女共同参画を推進するための理念 (第 3 条)

- ①男女の人権の尊重
- ②意思形成・決定過程への共同参画
- ③家庭生活と仕事等との両立
- ④社会における制度又は慣行についての配慮



県の責務
(第 4 条)

事業者の責務
(第 5 条)

県民の責務
(第 6 条)



主 な 施 策

〈権利侵害の防止〉

- 性別による権利侵害行為の禁止(第 7 条)
- セクシュアル・ハラスメントの禁止(第 8 条)
- 情報を読み解く能力の向上(第 9 条)

〈事業者の届出制度〉

- 事業者の男女共同参画の推進に関する事項の届出(第 10 条)
- 男女共同参画の推進状況が著しく不良な事業者に対する指導又は勧告(第 12 条)

〈県の推進体制の整備〉

- 県の男女共同参画に関する施策・事業の情報提供(第 13 条)
- 県の男女共同参画に関する施策事業についての提案等の申出受付 (第 14 条)
- 神奈川県男女共同参画審議会での調査審議(第 15 条等)

2. 条例策定時の考え方

<条例制定時(H14年度)資料より>

県では、かながわ女性プラン 21 に基づき男女共同参画の推進に関する施策を実施してきたが、プラン策定後の社会経済情勢の変化に伴い新たに取組を進めていかなければならない課題が生じてきており、また、プランの中でも一層取組を進めていかなければならない分野も出てきている。

この間、国においては、男女雇用機会均等法の改正、男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の整備が進められ、平成 13 年 4 月には、神奈川県女性問題協議会から男女共同参画の推進に関する新たな条例の制定が必要であるという提言があった。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の一層の推進に向け、本条例では、理念や目標を主として規定するのではなく、条例に根拠を置かなければ実施することができない施策や条例に根拠を置くことにより一層の推進を図ることができる施策について具体的に規定し、実効性ある施策を実施するため、神奈川県男女共同参画推進条例を制定するものである。

条例に根拠を置かなければ実施することができない施策及び条例に根拠を置くことにより一層の推進を図ることができる施策に関する条項は次のとおりである。

- 1 条例に根拠を置かなければ実施することができない施策に関する条項
 - ・ 第 8 条第 2 項（第三者に対するセクシュアル・ハラスメントの禁止）
 - ・ 第 10 条（届出）
 - ・ 第 11 条（報告の徴収）
 - ・ 第 12 条（指導及び勧告）

- 2 条例に根拠を置くことにより一層の推進を図ることができる施策に関する条項
 - ・ 第 9 条（情報を読み解く能力の向上）
 - ・ 第 13 条（情報の提供）
 - ・ 第 14 条（施策又は事業についての提案等の申出）
 - ・ 第 15 条（審議会への諮問）

<19(R元)年7月21日 第9期第3回審議会で策定時に関わった委員のご助言>

男女共同参画社会基本法に理念や計画の策定義務も書かれているので、法に書かれているものは書かず、基本的に、県としてできることを記載。

当時は女性活躍推進法がなく、企業に対する働きかけが弱いので、第 10 条（届出）で実効性のあるものという考え方で策定。